

第50回大阪府環境審議会の開催結果の概要

日 時：平成26年9月12日（金）午後2時～

場 所：プリムローズ大阪（2階）「鳳凰（東）」

1. リサイクル製品認定制度のあり方について（諮問）

リサイクル製品の認定制度の創設から10年を迎えるにあたり、より質の高いリサイクルが促進される制度となるよう今後の認定制度のあり方について、知事から諮問を行った（石川環境農林水産部長から奥野会長に諮問文を手交）。

審議の結果、専門部会で集中的に議論することが必要であり、これまで製品認定の審議を行ってきたリサイクル製品認定部会において、検討を進めることが決定された。

2. 土砂の埋立て等の行為に係る規制のあり方について（答申）

平成26年6月に開催された第49回環境審議会における知事からの諮問について、専門的な見地から土砂の埋立て等の行為に係る規制のあり方検討部会が検討を行い、そのとりまとめ結果が部会長から報告された。審議の結果、報告書の内容を一部修正（修正については、会長に一任）した上で環境審議会の答申とされた。

【答申の主な内容】

○大阪府においては、「災害の発生防止」及び「生活環境の保全」に資することを目的とした土砂の埋立て等の規制に関する条例を制定することが適当。

○府域全域を対象とし、一定規模（3,000 m²程度）以上の土砂の埋立て等について許可制とすることが適当。また、市町村条例との役割分担は、原則、面積ですみわけ。

○行為者に、以下のような義務を課することが適当。

〔行為前〕

- ・ 周辺住民の理解を得るため、事前に事業内容を住民へ周知
- ・ 申請時に災害発生防止対策及び生活環境保全対策等に係る計画提出
- ・ 事業を計画どおり遂行するに足る資力等を有すること など

〔行為実施中〕

- ・ 災害発生防止対策：施工に関する技術上の基準（法面勾配、擁壁設置等）遵守
- ・ 生活環境保全対策：施工に伴う生活環境への影響を防止するための措置
- ・ 搬入土砂の発生場所や汚染のおそれがないことの確認、報告
- ・ 管理台帳の作成、台帳に基づき一定期間ごとに施工状況や水質調査結果を報告

○命令、許可の取消し、さらには命令に従わない場合等の罰則などを規定することが適当。

○土地所有者に対して定期的な施工状況の確認等の義務を課すことや、行為者が命令等に従わず埋立て等が継続され、住民の生命などに危害が及ぶおそれのある場合、当該土地に対して搬入を早急に停止させるための方策についても検討すべき。

3. 環境総合計画の進捗状況（単年度サイクルの点検評価結果）について（環境総合計画部会報告）

平成 26 年 8 月 18 日に開催した環境総合計画部会において「平成 25 年度における豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策」についての点検評価を行ったところ、各施策・事業について概ね適切に自己点検がなされ、順調に進んでいるものと判断したことが槇村部会長から報告された。

4. 基金活用事業等の審査結果について（環境・みどり活動促進部会報告）

平成 26 年 5 月 30 日、7 月 23 日に開催した環境・みどり活動促進部会で審議したみどりづくり推進事業の審査結果（4 件）、環境保全活動補助金事業の審査結果（8 件）及び「おおさか環境賞」の選考結果等が藤田委員から報告された。

5. 循環型社会形成推進条例に基づくリサイクル製品の認定について（リサイクル製品認定部会報告）

知事から諮問のあったリサイクル製品の認定（53 件）について、平成 26 年 8 月 26 日に開催したリサイクル製品認定部会で審議し、全て認定することが適当であると同日付けで答申したことが福岡部会長から報告された。

6. その他

大阪府の森林保全及び都市緑化の推進に関する調査検討（中間とりまとめ）の概要について事務局から報告を行った。

以 上